

ごみの排出抑制計画(1/2)

主体	項目	取り組みの概要	実施状況	評価	
市民	生ごみの水切り	生ごみの水分をよく切って排出することは、非常に簡単であり、効率的な減量化の方法である。したがって、一人ひとりが水切りを徹底して行い、生ごみの減量化に努める。	市広報紙等を通じた周知・啓発を図るとともに、出前講座等の機会に生ごみの水切り等の呼びかけを行いました。	○	可燃ごみを対象とした組成分析でのちゅう芥類の割合は、令和4年度31.7%、令和5年度28.6%、令和6年度32.9%と推移しており、改善傾向が得られるには至っていません。
	無駄の少ない食生活	日頃から購入食品の消費期限を意識して計画的な食生活を送り、生鮮パック食品、袋入り加工品、果物・生鮮野菜などを捨てないことを心がける。また、食品ロスを削減するために、食べ残しを減らす等、食生活の改善に取り組む。	市広報紙等を通じた計画的な食材購入の啓発や、出前講座等の機会に食品ロス削減に向けた改善取組について周知を行いました。	○	食品ロス自体の調査は実施していませんが、可燃ごみを対象とした組成分析では、50%以上の手付かず食品の割合は、令和4年度3.1%、令和5年度3.6%、令和6年度2.8%と効果が定着するには至っていません。
	使い捨てライフスタイルの見直し	使い捨てのライフスタイル（生活様式）を改め、ごみの減量化・再生利用を念頭においた、環境にやさしいライフスタイルを各自が心がける。	市広報紙等にて周知を行いました。使い捨てライフスタイルの見直しは、各種メディアを通じて広報されており、広く意識付けられています。	△	生活様式として広く、定着しているものと考えられますが、評価の測定は困難です。
	家電製品等の適正処理	家電リサイクル法等に指定された家電品目やパソコン等については、適正な処理及び引渡しを行う。	市広報紙及び分別カレンダーにより周知するとともに、市民からの問い合わせに対しては、家電リサイクル法等に基づき正しく排出するように指導を行いました。	◎	家電リサイクル法は平成13年4月1日の本格施行から25年が経過し、問い合わせの状況から、市民の間にも定着しています。
	包装ごみ等の排出抑制	スーパー等へは買い物袋を持参するとともに、過剰な包装を断り、簡素な包装の商品を求めることを心がける。	市広報紙及びホームページにてレジ袋有料化について周知しています。レジ袋の有料化は、令和2年7月1日から開始され、環境省の調査では、直近1週間の買い物で約70%がレジ袋を使用せず、約50%の人がエコバッグを持参しています。	◎	環境省の調査等から、本市においてもレジ袋辞退やエコバッグの持参が生活様式の一部として定着しており、一定の成果があったと評価できます。
	使い捨て商品の利用自粛	リターナブルびん使用の商品や、容器を繰り返し使用できる詰替商品を購入するなど、使い捨て商品等の購入を自粛する。	市広報紙及びホームページにて、詰替商品の選択やリターナブルびんの利用について周知を行いました。また、地域による集団回収においてリターナブルびんの回収を行っています。	◎	詰替商品は、生活様式として定着しているものと考えられます。集団回収でのリターナブルびん回収量は令和4年度1,517kg、令和5年度791kg、令和6年度365kgと減少傾向にはありますが、一定の回収実績が確認されています。
	生ごみ堆肥化の推進	燃やすごみに含まれるちゅう芥類の積極的な堆肥化を心がける。	令和4年度から生ごみ処理容器（キエーロ等）の購入補助事業を開始し、市広報紙やホームページ等を通じて家庭でのちゅう芥類の堆肥化に向けた利用促進を図りました。	◎	補助基数は、令和4年度204基（開始時期）、令和5年度59基、令和6年度52基、令和7年度54基と一定の利用はあり、制度として定着しています。
	環境教育への積極的な参加	ごみ問題に関する学習会・研修会等に参加して、その認識を深めるとともに、職場等で自ら実践に努める。また、家庭においては、親として子供への指導に努める。	地域や学校等からの要請に応じ、定期的にごみの分別学習会や出前講座を開催し、市民への環境教育の取組を推進しました。	◎	出前講座・ごみ分別学習会は、令和4年度の参加団体7、参加人数141人、令和5年度の参加団体3、参加人数50人、令和6年度の参加団体5、参加人数146人と一定数の利用があります。小学生を対象とした施設見学会も令和4年度17校、480人、令和5年度17校、503人、令和6年度18校、479人と学校行事として定着しています。
事業者	ごみを発生させない販売活動の展開	簡易包装や買い物袋持参運動、詰替商品の販売を促進すると同時に、エコマーク商品の販売等に積極的に取り組む。また、使い捨て容器での食品販売を見直し、トレイ、パック詰め商品を販売する場合には、店頭回収ボックスを設置する等、リサイクルルートを促進する。	店頭に使い捨て容器（トレイ等）の回収ボックスを設置する店舗もあり、リサイクルルートの促進が図られています。	◎	商品の販売事業者は、販売後の商品が廃棄物とならないような取組が求められています。このような社会からの要請を受けて、各事業者の意識の向上が、取組にも現れています。
	食品ロスの削減	飲食店等で、食品ロス削減を目的としたメニューの工夫（小盛りはん等）に取り組み、食べ残しの減量化に努める。	市広報紙等を通じた周知・啓発を図るとともに、市民や事業者へ「手前どり運動」や「3010運動」の普及啓発を行いました。	○	食品ロスの削減は、本市のゼロカーボンアクションにも位置付けられている重要な施策です。事業者の積極的な取組と市民の協力により、活動の認知は進んでいます。
	使い捨て商品の利用自粛と自主回収	事務所等での使い捨て商品の利用を自粛し、繰り返し利用できる商品への転換を図るとともに、販売店を利用した回収ルートの確立に努める。	民間事業者の実施する取組に対して、実態把握は困難ですが、必要があれば市からも情報提供を行っていく予定です。	△	民間事業者の実施事項のため、実態調査には至っていません。
	事業所での紙ごみの発生抑制	ミスコピーや余分なコピーを極力防ぎ、コピー用紙の両面を使用する等によって、オフィスでの紙ごみの発生を抑制する。	機密書類の適切な処理を支援することにより、事業者による紙類の分別意識の向上、資源化の意識的ハードルを下げる効果に繋がりました。	◎	機密書類の溶解処理は、令和4年度の搬入量は約49 t（239者）、令和5年度の搬入量約50 t（265者）、令和6年度の搬入量約49 t（270者）と一定の利用実績があります。
	行政施策への積極的な協力	ごみの減量化やその他適正処理に関する項目について、本市が行う施策に積極的に協力する。	クリーンセンターを利用する事業者に対しては、廃棄物排出計画書の提出を求めています。また、ホームページを通じて事業系一般廃棄物の適正処理について周知しています。	◎	事業系資源ごみ量は、令和4年度12.5g/人/日、令和5年度16.9g/人/日、令和6年度29.7g/人/日と増加傾向にあり一定の成果がありました。
	集団回収への協力	商工会等が中心となり、各事業所から発生する古紙類等を地域で実施している集団回収に出すことによって、資源化に努める。	民間事業者の実施する取組に対して、実態把握は困難ですが、必要があれば市からも情報提供を行っていく予定です。	△	民間事業者の実施事項のため、実態調査には至っていません。
	生ごみ堆肥化の推進	事業所から発生する生ごみについては、各事業所が積極的に堆肥化することに努める。	市広報紙やホームページ等を通じてちゅう芥類の堆肥化に向けた利用促進を図りました。	△	民間事業者の実施事項のため、実態調査には至っていません。

※ 評価：◎取り組みを行い成果も顕在（定量）化している ○取り組みを行っているが、成果は顕在（定量）化していない △取り組みは行っているが把握が困難

主体	項目	取り組みの概要	実施状況	評価	
行政	市民の意識改革	市民のごみ減量化に対する意識の啓発・向上のために、保健衛生推進協議会等の制度を利用し、ごみ減量化の推進を図る。	市広報紙やホームページを活用したごみ減量化の周知・啓発を行うとともに、出前講座等の機会に意識啓発の推進を図りました。	◎	資源ごみを除く1人1日あたりの家庭系ごみは、令和4年度456.3g/人/日、令和5年度436g/人/日、令和6年度430.4g/人/日とごみの減量化は進んでいます。
	多量排出者への指導	事業所におけるごみ処理の実態を把握し、多量排出者に対して資源化や自家処理の推進など、減量化に対する指導を行う。 また、クリーンセンターを利用する事業所には「廃棄物排出計画書」の提出を指導する等、資源化や減量化への啓発を行う。	クリーンセンターを利用する事業者に対しては、廃棄物排出処理計画書の提出を求めています。計画書には資源化率を記載いただく等のごみ減量にむけた取組の意識付けや啓発を実施しています。	◎	廃棄物排出計画書を提出いただくことで資源化や減量化の意識付けができています。
	ごみ減量化に関する啓発の強化	市民及び事業者の協力を得るために、広報やチラシ等の配布による啓発活動に努める。市民に対しては、買い物袋持参を奨励し、商工会に買い物袋持参による利益還元などのサービスの協力を依頼する。 また、トレイ及びバック詰め商品に対しては、積極的に店頭で回収できるように回収ボックスの設置の継続を求めるとともに、市民に対して利用を促す。	市広報紙やホームページを活用してごみ減量化やエコバッグの持参等の積極的な利用を市民に広く呼びかけました。また、令和2年7月1日のレジ袋の有料化以降、本市でもエコバッグの持参が定着しています。店頭回収も市内店舗でも実施が進んでいます。	◎	レジ袋の有料化以降、エコバッグの持参は市民生活に定着しつつあります。また、店頭回収の拡大は、市民の排出機会の多様化に寄与しており、利用は定着しています。
	食品ロスの削減	市民や事業者に対して、食品ロス削減についての情報提供や、取り組み団体との連携について検討する。	市広報紙等を通じて「手前どり運動」や「3010運動」の啓発を行ったほか、「市ゼロカーボンアクション」において市民が実践できる取組を公表しました。 また、社会福祉法人丹波市社会福祉協議会が実施するフードドライブ活動に協力し、本市を含む13の団体・企業と連携した余剰食品の回収・有効活用を推進しました。	○	50%以上の手付かず食品の割合は、令和4年度3.1%、令和5年度3.6%、令和6年度2.8%と効果が定着するには至っていません。
	環境教育の実施	次世代を担う子供たちにごみ問題に関する意識が育むように、保育園、幼稚園、小・中学校における環境教育を実施する。具体的には、講演会等による学習の機会や空き缶回収などの体験教育を推進する。	市内の小学校4年生を対象とした環境教育の一環として、丹波市クリーンセンターの施設見学を実施しました。また、各リサイクル教室などの体験教育の機会を提供しました。	◎	丹波市クリーンセンター見学会の子ども参加人数は、令和4年度453人、令和5年度447人、令和6年度465人の参加者がありました。また、各リサイクル教室にも毎年、一定の参加者が確認され、市民に定着しています。
	ごみ手数料徴収の継続	現在、実践しているごみ収集の有料化（指定ごみ袋）及び持込ごみの処理手数料の制度を継続していくものとし、必要に応じて料金の見直しに向けて検討する。	令和6年10月1日に料金改定があり、県内他自治体と同水準となっています。（燃やすごみ大80円/袋→40円/袋 他）	◎	令和4年度の1人1日当たりの家庭系ごみ排出量は362.2g/人/日、令和5年度348.3g/人/日、令和6年度338.4g/人/日と減少傾向は継続しており、料金改定による大きな混乱は確認されていません。
	分別指導の継続	パンフレットや説明用DVDを用いた分別指導を実施し、市民のごみに対する意識の向上に努める。 また、直接搬入ごみの分別徹底についても、ダンピングボックスを利用しての確認や、許可業者車両の展開検査を実施する。	市民向けの分別学習会や出前講座を実施し、意識向上を図りました。また、許可業者には展開検査を実施し、不適正排出に対する指導・助言を実施しました。	◎	市民向けの分別学習会等は定期的 to 実施しており、指導機会は確保できています。
	生ごみ堆肥化の推進	生ごみの堆肥化を促すように、処理容器等の利用方法などの啓発活動を行うものとする。 また、現在一部モデル地区にて実施している「生ごみ堆肥化事業」については、その効果等を検証しながら将来的な展開について模索する。	市広報紙やホームページ等を通じて家庭でのちゅう芥類の堆肥化に向けて生ごみ処理容器（キエー口等）を利用する等の生ごみたい肥化の促進を図りました。	◎	生ごみ処理容器（キエー口等）の補助基数は、令和4年度204基（開始時期）、令和5年度59基、令和6年度52基、令和7年度54基と推移し、一定の成果を得ました。
	各自治会への訪問及び説明会の開催	ごみ処理に関して市民から要望に応じて訪問し、団体等を対象に、ごみ減量化等について説明会を開催する。	市民や自治会等からの要望に応じてごみ減量化等に関する出前講座や説明会を開催するとともに、さらなる利用を促すため市広報紙等を活用した周知・啓発を行いました。	◎	令和4年度の参加団体7・参加人数141人、令和5年度の参加団体3・参加人数50人、令和6年度の参加団体5・参加人数146人と、変動はあるものの学ぶ機会の提供ができています。

※ 評価：◎取り組みを行い成果も顕在（定量）化している ○取り組みを行っているが、成果は顕在（定量）化していない △取り組みは行っているが把握が困難

主体	項目	取り組みの概要	実施状況	評価	
市民	分別収集への協力	市が定める分別収集計画及び分別カレンダーに基づき、マナーを守り、適正な排出を心がける。	市が定める分別収集計画に基づき、ごみ分別・収集カレンダー等の作成・配付やホームページの活用により、適正なごみ出しに関する情報提供と適正排出のための啓発を行いました。	○	本市が実施しているごみ組成分析調査によるとリサイクル可能物の割合は、令和4年度約22%、令和5年度約24%、令和6年度25.6%であり、改善傾向にはいたっていません。
	集団回収への積極的な参加	地域の子供会等の集団回収に積極的に協力し、資源化の促進に努める。	地域における資源化を促進するため、子ども会や小中学校PTA、自治会等による集団回収を実施しています。	◎	集団回収量は、令和4年度933 t（63団体）、令和5年度805 t（59団体）、令和6年度722 t（61団体）と減少傾向にありますが、活動は定着しています。
	再生利用商品等の積極的利用（グリーンコンシューマー活動への参加）	排出抑制やリサイクルを行うだけでなく、再生利用商品等を積極的に利用することに加え、環境に配慮した製品を徐々に使用することが、循環型社会システムの構築につながるとの認識を持ち、日常生活に取り入れる。	丹波市クリーンセンターで月2回の再生品譲渡会を開催しました。	◎	丹波市クリーンセンターでの再生品譲渡会では、新規出展件数は、令和4年度1,691件、令和5年度1,722件、令和6年度1,937件、令和7年度では2,576件と増加傾向にあります。本市のリユース活動の一端を担う活動となっています。
事業者	フリーマーケット等への積極的な参加	フリーマーケット等への積極的な参加を行い、まだ使用できる不要品の再使用（リユース）に努める。	民間事業者が実施するフリーマーケットについては、実態は把握できていませんが、今後とも必要に応じて、広報等の周知活動を実施していく予定です。	○	令和3年度の環境省の調査では、いらなくなった・使わなくなったもののうち、自宅での退職状況は、携帯電話等84.3%、書籍67.7%、家具類61.1%、衣類・服飾品54.2%であり、リユース可能品目の有効手段としてフリーマーケットの活用が必要です。
	店頭での分別回収の促進	紙パック、トレイ等の容器包装ごみを中心に大型小売店等に回収ボックスを設置し、店頭での分別回収を積極的に行う。	店頭に使い捨て容器（トレイ等）の回収ボックスを設置する店舗もあり、リサイクルルートの促進が図られています。	○	日本チェーンストア協会の調査では、令和5年度におけるペットボトルの店頭回収量は28,933 t、発泡スチロールトレイ6,005 t、牛乳パック6,742 tと容器包装類の回収手段として定着しています。また、全国牛乳容器環境協議会の資料では、店頭回収が市町村回収量を上回っていることが示されています。
	再生利用品の積極的利用	再生利用品を積極的に利用することに加え、環境に配慮した製品を徐々に使用することが、循環型社会システムの構築につながるとの認識をもち、事業活動に取り入れる。（グリーン購入の促進）	グリーン購入については、事業者としての市は、紙類を中心に取り組んでいますが、民間事業者については、個々の判断により取り組んでいる状況です。	○	環境省の調査では、令和6年度における国等の特定調達品目数に対する調達率95%以上の品目は78.8%に達し、コピー用紙の調達率は98.6となっています。グリーン購入全体の温室効果ガス削減量は572,412t-CO ₂ （家庭からの二酸化炭素排出量の約325千人分）と試算されています。今後とも事業者としての市役所でのグリーン購入推進を検討するとともに、事業者の協力を呼び掛けていく必要があります。
行政	焼却残渣の資源化	クリーンセンターより発生する処理残渣（灰）の一部を、民間企業のセメント原料として活用しているが、これを継続する。	セメント原料として資源化を継続して実施しています。	◎	処理残渣（灰）は令和4年度102 t、令和5年度94 t、令和6年度105 tを資源化しました。
	分別収集の推進	ごみ分別カレンダーの配布を行い、市民の資源化に対する意識の向上を図る。特に、燃やすごみに混入する割合の高い雑がみについては一層の分別を働きかける。 また、より市民に理解してもらえるような内容とするために、見やすくするなどの見直し検討を行う。	ごみ分別・収集カレンダーを全戸へ配付するとともに、各支所窓口へ設置しました。カレンダーの内容は毎年見直しを行い、見やすさの向上を図るとともに、外国語版の導入も実施しました。また、燃やすごみに混入しやすい紙ごみ等の分別徹底について、市広報紙を活用した意識啓発を行いました。	○	周知啓発により分別意識は定着しつつあると思われますが、令和7年度に実施した組成分析調査では、可燃ごみ中に資源化できる紙類が14～17%、布類が1.4～1.8%混入しており、品目によっては分別が十分でない結果となっています。
	フリーマーケット等の開催と情報提供	イベント等によるフリーマーケットを開催するとともに、市民・事業者に対して情報提供を行う。	再生品譲渡会を実施しました。 再生品譲渡会では毎月第2・第4火曜日に定期開催しました。また、市民がより参加しやすい環境を整えるため、休日に特別譲渡会を開催するなど、積極的な利用促進と情報提供を図りました。	◎	丹波市クリーンセンターでの再生品譲渡会では、新規出展件数は、令和4年度1,691件、令和5年度1,722件、令和6年度1,937件、令和7年度では2,576件と増加傾向にあります。本市のリユース活動の一端を担う活動となっています。
	集団回収実施団体への奨励制度の継続	集団回収を実施している団体に対して、奨励金制度を実施しており、将来においてもこの制度を継続し、市民による集団回収を支援していく。 また、パンフレット等に集団回収を利用するよう要請メッセージを記載する。	市民による集団回収活動を支援するため、活動団体に対する奨励金制度を継続し、適正な交付手続きを実施しました。また、本制度の周知や利用促進を図りました。	◎	奨励金は、令和4年度4,499千円、令和5年度3,877千円、令和6年度3,510千円と減少傾向ですが、登録団体数は令和4年度63団体、令和5年度59団体、令和6年度61団体と横這い状態であり、団体維持に一定の効果はありました。
	再資源化に対する情報の提供	市民に対して、分別方法や集団回収等に対する情報を提供し、市民の資源化活動を支援する。 また、市民からの要望に応じて自治会等へ訪問し、分別や資源化についての説明会を実施する。	市民や自治会等からの要望に応じてごみ減量化等に関する出前講座や説明会を開催するとともに、さらなる利用を促すため市広報紙等を活用した周知・啓発を行いました。	◎	令和4年度の参加団体7、参加人数141人、令和5年度の参加団体3、参加人数50人、令和6年度の参加団体5、参加人数146人と変動はあるものの一定数の利用はあります。

※ 評価：◎取り組みを行い成果も顕在（定量）化している ○取り組みを行っているが、成果は顕在（定量）化していない △取り組みは行っているが把握が困難